

中小企業者の共済制度

まかせんさい



広島で元気にガンバル皆さまの万が一は
全部ぼくにまかせんさい！



24時間保障型

充実の24時間保障だから
就業中はもちろん休日のレジャーまで、
皆さまの万を一をしっかりお守りする
頼れる共済制度です。

共済掛金 月々 **900円**

広島県共済の共済制度にご加入いただくと、福利厚生サービスの特典があります！

エルフルアプリ



レジャー施設や宿泊・飲食店
などで優待サービスが受けら
れたり、季節ごとにおすすめ
の「回遊プラン」のご紹介など
お得で楽しいアプリです。

インストールは
こちらから！



健康もしもし24



電話1本で健康相談ができま
す。不安に思うことや質問など、
医療アドバイザーにご相談くだ
さい。(24時間年中無休)

あんしん情報誌 季刊誌エルフル



地域の見どころを紹介した
「あんしん」、おでかけ情報満載
の「エルフル」をお届けします。
(年4回発行)

広島県共済組合員相談室

- 共済金の請求
- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済者等の内容の変更
- 福利厚生サービスについて

お気軽にこちらまで
お問い合わせください。



フリーダイヤル
0120-708030

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

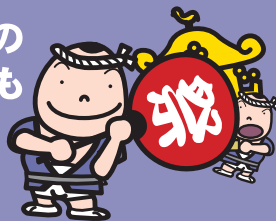
広島県共済組合員相談室 ☎ 0120-708030

充実の
24時間
保障

就業中の
ケガも



休日の
ケガも



「まかせんさい」で安心!

共済掛金
月々900円

●ご加入年齢：満6歳から満74歳まで(80歳までご継続いただけます。)

保障内容		満6歳から満80歳まで※
死亡	交通傷害・傷害による死亡 共済期間内に、交通傷害または傷害により事故の日から180日以内に死亡したとき。	300万円
入院	交通傷害・傷害による入院 共済期間内の交通傷害または傷害により、事故の日から60日以内に入院したとき。ただし、給付期間は同一事故について通院日数120日をもって限度とします。	1日 4,000円 (1日～120日)
通院	交通傷害・傷害による通院 共済期間内の交通傷害または傷害により、事故の日から60日以内に通院したとき。ただし、給付期間は同一事故について通院日数60日をもって限度とします。	1日 2,000円 (1日～60日)

※満了日は、満80歳の誕生日が属する月の末日となります。

●ご加入に際して

- 共済掛金：月々900円
- ご加入資格：加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。
- ご加入年齢および満了年齢：満6歳から満74歳まで。ただし、満80歳の誕生日が属する月の末日までご継続いただけます。
- ご加入制限：被共済者1人あたり一口とします。[まかせんさい24時間保障型とまかせんさい就業中保障型の重複加入はできません。]
- お引受方法：ご加入いただける被共済者の範囲は下表のとおりとします。

共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者
法人 事業所	代表者／役員／従業員 (パート・アルバイト)	個人 事業主	事業主(本人)／従業員(パート・アルバイト)／ 配偶者／親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人	本人／配偶者／親族(6親等以内 の血族、3親等以内の姻族)

注)パート・アルバイトについては、任意でご加入いただけます。

- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者または被共済者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に関わらずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の指定口座から自動引落としとなります。ご加入月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入日の属する月の翌月1日午前零時からとなります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続となります。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金(1口100円)をお預りします。(ご加入にあたっては、10口1,000円以上の出資をお願いしています。)組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

※次に掲げる職業(作業)の就業中に発生した事故については、共済金は半額になります。就業中以外の事故については、通常の支払いになります。

●製材、チップ製造作業中の事故●建物の3階(地上から10m)以上の高所で作業中、そこから地面等への墜落、転落事故(清掃、外線工事、造船、船舶修繕、その他類する職業)●道路工事および道路誘導作業中の交通事故●営業用貨物車(4トﾝ超)に運転手もしくは助手として搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故

※次に掲げる職業(作業)の就業中に発生した事故については、共済金はお支払いできません。就業中以外の事故については、通常の支払いになります。

●自衛官(防衛大学校生を含む)●坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故●潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故●タクシー、ハイヤー運転手の就業中の事故●船舶乗組員の就業中の事故●港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除く)の就業中の事故●伐木・造材業者の就業中の事故●とび工●発破および火薬・爆薬類製造工、花火製造工●採石作業(石切出作業、採石工、石切工)●競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者●テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業●力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業



ご加入後も安心、
ご契約内容確認
サービス。

年1回、被共済者の変更や、共済金の請求等について、ご契約内容の確認を実施いたします。ムダなく安心してご利用いただけます。

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。